

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会 委員一覧
(令和 2 年12月23日開催)

資料 1

【委 員】 (敬称略・五十音順)

氏 名	現 職 名	備考
有馬 学	福岡市博物館総館長・福岡市史編集委員長	
石蔵 利憲	石蔵酒造株式会社 専務取締役（登録文化財所有者）	
佐伯 弘次	九州大学大学院教授（人文科学研究院・歴史学部門）	
辻田 淳一郎	九州大学大学院准教授（人文科学研究院・歴史学部門）	欠席
徳永 美紗	Code for Fukuoka代表	
西村 真規子	株式会社コングレ 九州支社長	
三笥 雄一	福岡商工会議所 地域振興部長	欠席
箕浦 永子	九州大学大学院助教（人間環境学研究院・都市・建築学部門）	欠席
山下 永子	九州産業大学教授（地域共創学部・地域づくり学科）	

【オブザーバー】

杉原 敏之 福岡県教育庁総務部文化財保護課 参事補佐兼企画・埋蔵文化財係長

【事務局】

吉田 宏幸 経済観光文化局 理事
田代 和則 経済観光文化局 文化財活用部長
松本 真人 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課長
比佐 陽一郎 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係長
本山 美和子 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係
山下 久美子 経済観光文化局 文化財活用部 文化財活用課 歴史資源活用係

福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会に関する要綱

(設置)

第1条 福岡市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という）の策定を円滑かつ効果的に推進していくため、福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の目的)

第2条 協議会では、前条の目的を達成するため、地域計画の策定について委員からの意見を収集する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者とし、福岡市長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会では、委員の互選により、会長を選任する。

2 副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、市長が開催する。なお、会長が必要と認めるとき、オンライン会議や書面会議の開催ができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、協議会が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

令和2年度第1回福岡市文化財保存活用地域計画策定協議会

令和2年12月23日（水）10:00～



福岡市文化財保存活用 地域計画の策定について

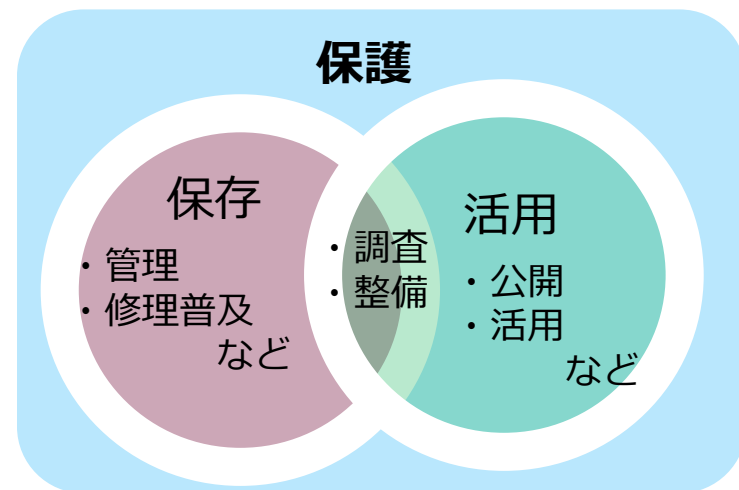
目次

- 1 文化財保護のあゆみ
- 2 文化財保存活用地域計画の概要
- 3 福岡市における文化財保護
- 4 策定の経緯と概要

1 文化財保護のあゆみ

●昭和25年 「文化財保護法」の成立

「文化財を**保存**し、その**活用**を図り、
もって国民の文化的向上に資するとともに、
世界文化の進歩に貢献すること」



【文化財の定義】

有形文化財
無形文化財
民俗文化財
記念物
文化的景観
伝統的建造物群

その他

選定保存技術
埋蔵文化財

・国にとって重要なもの

→国が**指定** 「重要文化財」「国指定」

国指定以外で

・地方にとって重要なもの

→都道府県や市町村が**指定** 「県指定」「市指定」

昭和48年「福岡市文化財保護条例」を制定、文化財指定を開始

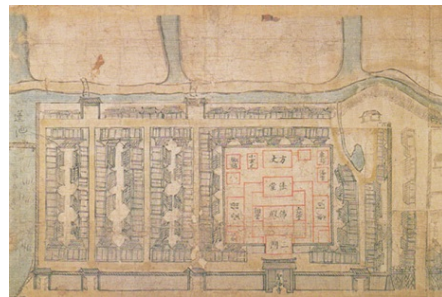
有形文化財

建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡・典籍・古文書，考古資料，歴史資料



建造物

旧日本生命九州支店〈重要文化財〉



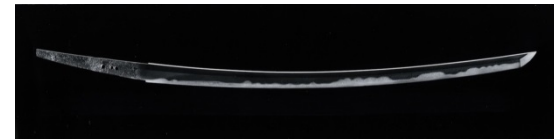
絵画

聖福寺古図〈市指定〉



彫刻

「油山観音」〈国指定〉



工芸品

「日光一文字」〈国宝〉



古文書

誓願寺孟蘭盆縁起〈国宝〉



考古資料

金印〈国宝〉



歴史資料

南懷仁の大砲〈市指定〉

無形文化財

音楽，演劇，工芸技術，武術など



献上博多織〈重要文化財〉



一朝軒伝法竹〈県指定〉



博多人形製作技術〈県指定〉

有形民俗文化財

風俗習慣，民俗芸能に用いられる衣服や器具，家屋など



櫛田神社の力石〈県指定〉



どんざ〈県指定〉



奈多の志式座〈市指定〉

無形民俗文化財

風俗習慣，民俗芸能



博多祇園山笠行事〈国指定〉



今津人形芝居〈県指定〉



香椎宮奉納獅子楽〈県指定〉

記念物

史跡，名勝，天然記念物

史跡：貝塚，古墳，都城跡，城跡など



史跡 板付遺跡〈国指定〉



史跡 元寇防塁〈国指定〉



史跡 福岡城跡〈国指定〉

名勝：庭園・橋梁・溪谷・山岳など



名勝
妙福寺庭園〈市指定〉

天然記念物：動物・植物・地質鉱物など



天然記念物
名島の檣石〈国指定〉



天然記念物
櫛田の銀杏〈県指定〉

文化的景観

人間と自然の相互作用によって生み出された景観



段々畑の景観〈愛媛県・重文景〉

伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群



名古屋市有松〈名古屋市・重伝建〉



日田市豆田町〈大分県・重伝建〉

選定保存技術

文化財の保存のための伝統的な技術



「鋳金具製作」保持者

埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財



元岡古墳群G-6号墳



博多遺跡群

文化財を取り巻く環境の変化

- ・ 社会構造の変化（人口減少，少子高齢化，コミュニティの変容）
- ・ 災害の多発



未指定を含む地域の文化財が失われて行っている。

- ・ 文化財に対する認識の変化、広がり（etc.近代化遺産、戦争遺跡）



未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ，地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。

●平成8年 「文化財登録制度」の導入

- ・50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録
 - ・**緩やかな規制**を通じた保存，**まちづくり**や**観光**などに積極的に活用
- 平成16年の保護法改正で建造物以外の類型も対象になり，保存活用の幅が広がる。

●平成19年 「歴史文化基本構想」策定の提言

- ・**歴史・文化を活かした地域づくり**を進めるための地方公共団体の基本的な構想
- ・指定文化財だけではなく，**未指定の文化財も対象**
- ・**テーマやストーリーで“面”**として捉え，**一体的に整備・活用**

●平成20年 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」施行

地域固有の**歴史・伝統**を反映した**人々の活動**と，その活動が行われる**歴史的建造物**等が**一体となって形成する良好な市街地**の環境＝「歴史的風致」

- 平成28年 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」策定
 - ・2020年オリ・パラ東京大会までに取り組むアクションプログラム
 - ・歴史文化基本構想の100件策定，日本遺産の100件程度認定などにより，**全国に文化財を中核とする観光拠点**を200拠点程度整備する目標

- 平成29年度～ 歴文構想を活用した「観光拠点づくり事業」の開始

- 平成30年度～ 歴文構想から「地域計画」への発展

文化財保護法改正（H30.6交付、H31.4施行）

歴史文化基本構想

関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションへつなげる計画として発展

地域における文化財の総合的な保存・活用
（県：大綱、市町村：地域計画）

- ・文化財保護法上の位置づけ，国による認定
- ・地方公共団体の主体的な取組を促進する仕組み，取組への支援



国の指針に沿って策定

2 文化財保存活用地域計画の概要

●歴史文化基本構想とは

- 地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し，文化財をその**周辺環境**まで含めて，**総合的に保存・活用**するための構想
- 地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想
- 文化財を活かした地域づくり**に資するマスタープラン

●文化財保存活用地域計画とは

- 「**歴史文化基本構想**」を**実効的に発展させ、法律に位置付けたもの**



- 各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した，当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的な**アクションプラン**
- 地域に所在する未指定を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組み

●文化財保存活用地域計画とは

○文化財保護法に定められた国の法定計画である

（文化財保存活用地域計画の認定）

第183条の3

市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第192条の6第1項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

●認定（策定）効果

○計画についての国の認定を受けた場合の特例として

- a) 国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の保護を促進
- b) 現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、計画の円滑な実施を促進



- ・これまで個別の文化財や類型ごとに行われていた文化財保護事業の整理による、体系的、計画的な保護の推進
- ・地域住民や行政内他部局との連携による、文化財を活かしたまちづくりへの展開
- ・福岡市歴史文化基本構想の具現化

● 国の認定基準

- ① 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

● 認定（策定）効果

○計画についての国の認定を受けた場合の特例として

- a) 国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の保護を促進
- b) 現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、計画の円滑な実施を促進



- ・ これまで個別の文化財や類型ごとに行われていた文化財保護事業の整理による、体系的、計画的な保護の推進
- ・ 地域住民や行政内他部局との連携による、文化財を活かしたまちづくりへの展開
- ・ 福岡市歴史文化基本構想の具現化

3 福岡市における文化財保護

昭和44(1969)年 教育委員会指導部に文化課設置、文化財専門職員2名採用
旧日本生命株式会社九州支店が国の重要文化財に指定



昭和52年 地下鉄建設に伴う博多遺跡群の発掘調査風景

以来、開発に伴う数々の発掘調査が行われ、歴史的な発見も相次いだ

●発掘調査による歴史的な発見



吉武高木遺跡出土品（昭和59年発見）

元岡G-6号墳出土「庚寅銘大刀」（平成23年発見）



●埋蔵文化財調査の成果

文化課発足以降の発掘調査件数

2,612件

発掘調査報告書の刊行数

1,385冊

埋蔵文化財センターに収蔵(登録)されている
遺物の点数

1,344,652点

コンテナ換算すると

149,012箱



● 史跡の保存・活用



金隈遺跡(博多区)



板付遺跡(博多区)

福岡市内に所在する
国指定史跡

13ヶ所



鴻臚館跡(中央区)

● 伝世文化財の保護

昭和47(1972)年

福岡市立歴史資料館開館

歴史資料を専門とする職員の採用

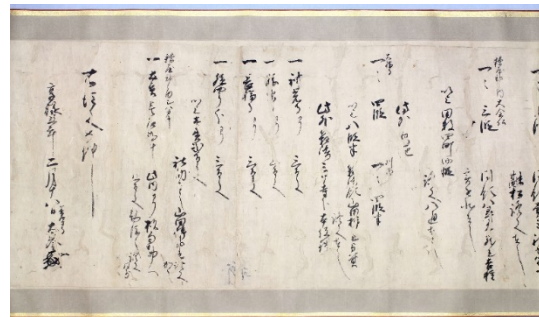
昭和48(1973)年

福岡市文化財保護条例の制定

福岡市文化財保護審議会の設置

昭和49(1974)年

福岡市最初の文化財指定



善導寺文書中世編
(有形文化財／書跡)



正平廿一年銘梵字板碑
(有形文化財／考古資料)



宇田川原豊年獅子舞
(無形民俗文化財)



元岡獅子舞、元岡祇園ばやし
(無形民俗文化財)



平尾山荘、東光院境内
(史跡)



● 伝世文化財調査の成果



寺社資料調査報告書



無形民俗文化財調査報告書(博多松囃子)



行事や伝統技術の映像記録



●福岡市における文化財の指定と登録

福岡市内に所在する指定・登録文化財の件数

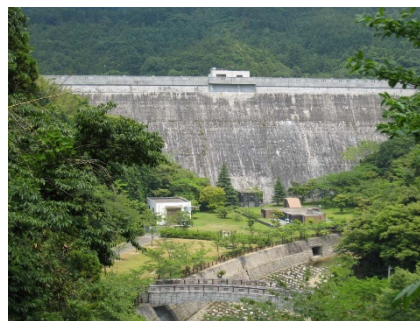
指定 424件

登録 85件

内、福岡市指定・登録文化財の件数

指定 226件

登録 45件



福岡市の指定文化財件数（R2.12現在）

区 分		国指定		県指定		市指定		合 計		
		件数		員数	件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物		9	9	11	11	15	15	35	35
	絵 画		13	18	6	27	16	43	35	88
	彫 刻		11	32	12	12	22	41	45	85
	工芸品	(3)	21	23	16	23	21	21	58	67
	書跡・典籍 ・古文書	(1)	11	31	6	47	31	1,445	48	1,523
	考古資料	(1)	10	2,792	16	37	57	1,226	83	4,055
	歴史資料				2	4,806	6	1,054	8	5,860
	小 計	(5)	75	2,905	69	4,963	168	3,845	312	11,713
無形文化財			1	17	4	9	3	3	8	29
民俗文化財	有 形				17	116	14	246	31	362
	無 形		2	2	7	7	21	21	30	30
	小 計		2	2	24	123	35	267	61	392
記念物	史 跡		13	19	5	5	14	20	32	44
	名 勝						2	2	2	2
	天然記念物		2	2	3	3	4	865	9	870
	小計		15	21	8	8	20	887	43	916
合 計		(5)	93	2,945	105	5,103	226	5,002	424	13,050

（ ）内は国宝の件数（国指定の内数）

4 策定の経緯と概要

●福岡市における地域計画策定に至る近年の動向

○平成22・23年度一市内文化財の**悉皆的な調査**を実施

歴文構想に必要な「文化財の総合的把握」を推進

○平成24年度一歴文構想の構成に合わせて基本情報を整理

文化財部門が教育委員会から経済観光文化局に組織移管

市条例の改正（登録制度の導入）

○平成29年度一**歴史文化基本構想策定**を開始（2力年） ※文化庁の策定支援事業

検討委員会の設置

市博・市美を含めたワーキンググループを設置

関係課との調整

→平成31年3月『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針』策定

（＝福岡市歴史文化基本構想）

○策定後、**歴史文化基本構想を活用した施策**の推進

●文化財保存活用地域計画とは

- 「歴史文化基本構想」を実効的に発展させ、法律に位置付けたもの

●福岡市歴史文化基本構想

『福岡市の文化財の

保存活用に関する基本方針』

(平成31年3月策定)

本方針は、地域コミュニティの変容など文化財を取り巻く状況の変化に対応しながら、多くの人が参画し社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力につなげていくために、文化財の総合的な保存活用の方向性を示すことを目的とします。



福岡市歴史文化基本構想の概要

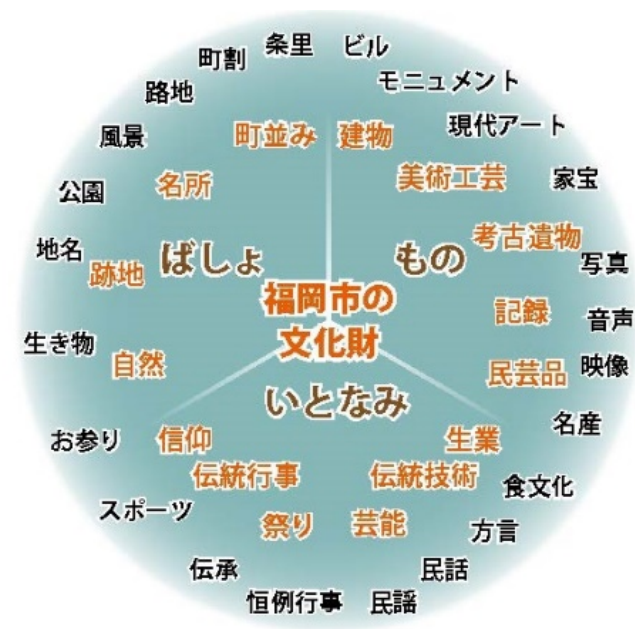
●文化財とは・・・p4

市民が過去から受け継ぎ、次世代に伝えたいと思う

「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」

一般的には、「指定文化財＝文化財」と受け取られがちですが、指定や未指定、類型の別を問わず、**本市の歴史や文化等の理解のために必要なすべての歴史的所産**を「文化財」と捉えることができます。

また、すでに文化財と認識されているものだけではなく、時代や社会の変化とともに、市民が将来に残し伝えたい文化財の範囲が広がっていくことを想定し、右の図のように整理します。



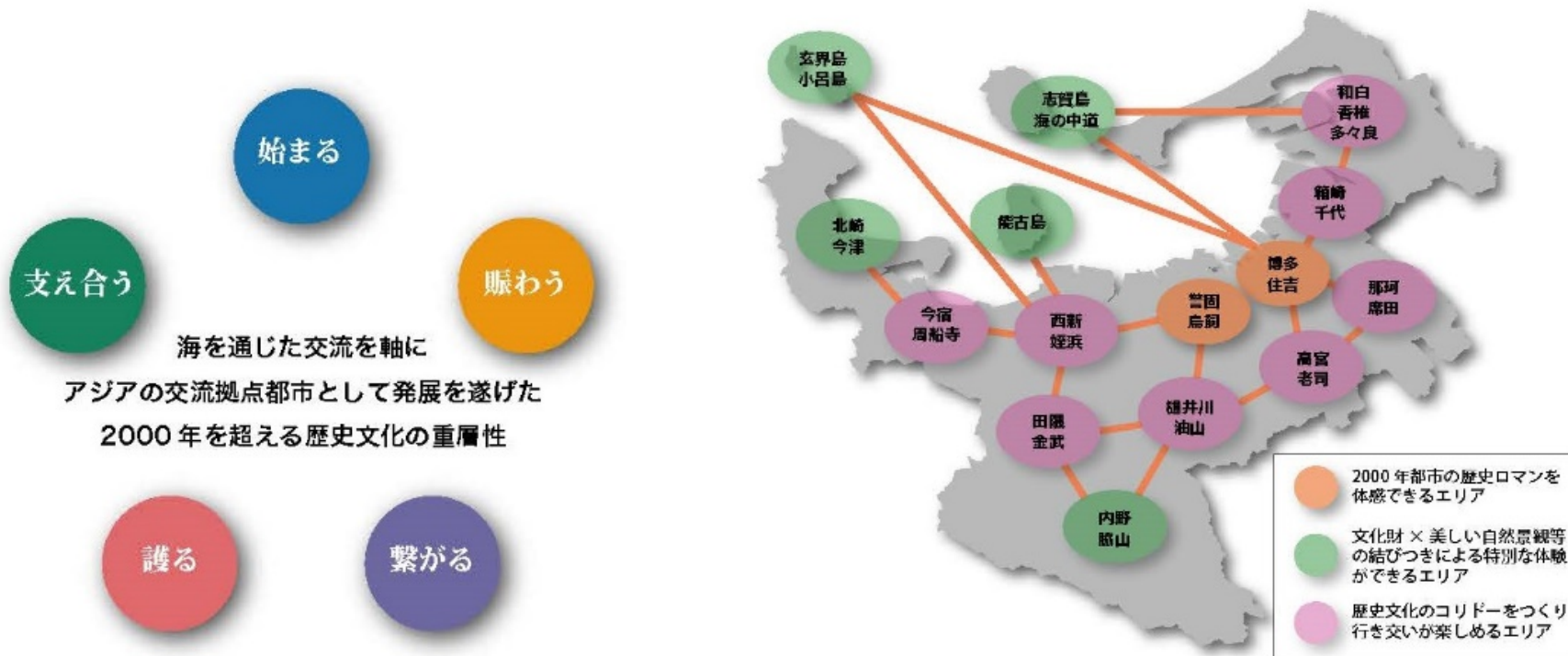
●福岡市の歴史文化の特徴・・・p39

海を通じた交流を軸に アジアの交流拠点都市として発展を遂げた

2000年を超える歴史文化の重層性

●メインストーリーと歴史文化エリア・・・p41～56

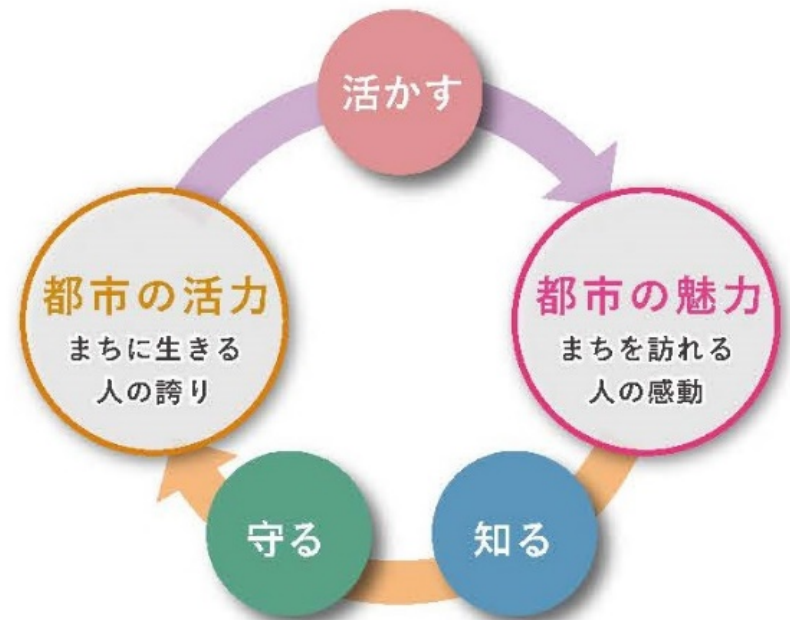
本市の歴史文化の特徴をわかりやすくまとめた物語を「メインストーリー」、さらにメインストーリーを体感する面的な広がりをも「歴史文化エリア」として示し、市民の身近にある「もの」・「ばしょ」・「いとなみ」が地域の歴史文化を伝えるかけがえのない文化財であることを、市民全体で共有する取組を進めます。



● 目指す方向と基本方針…p76

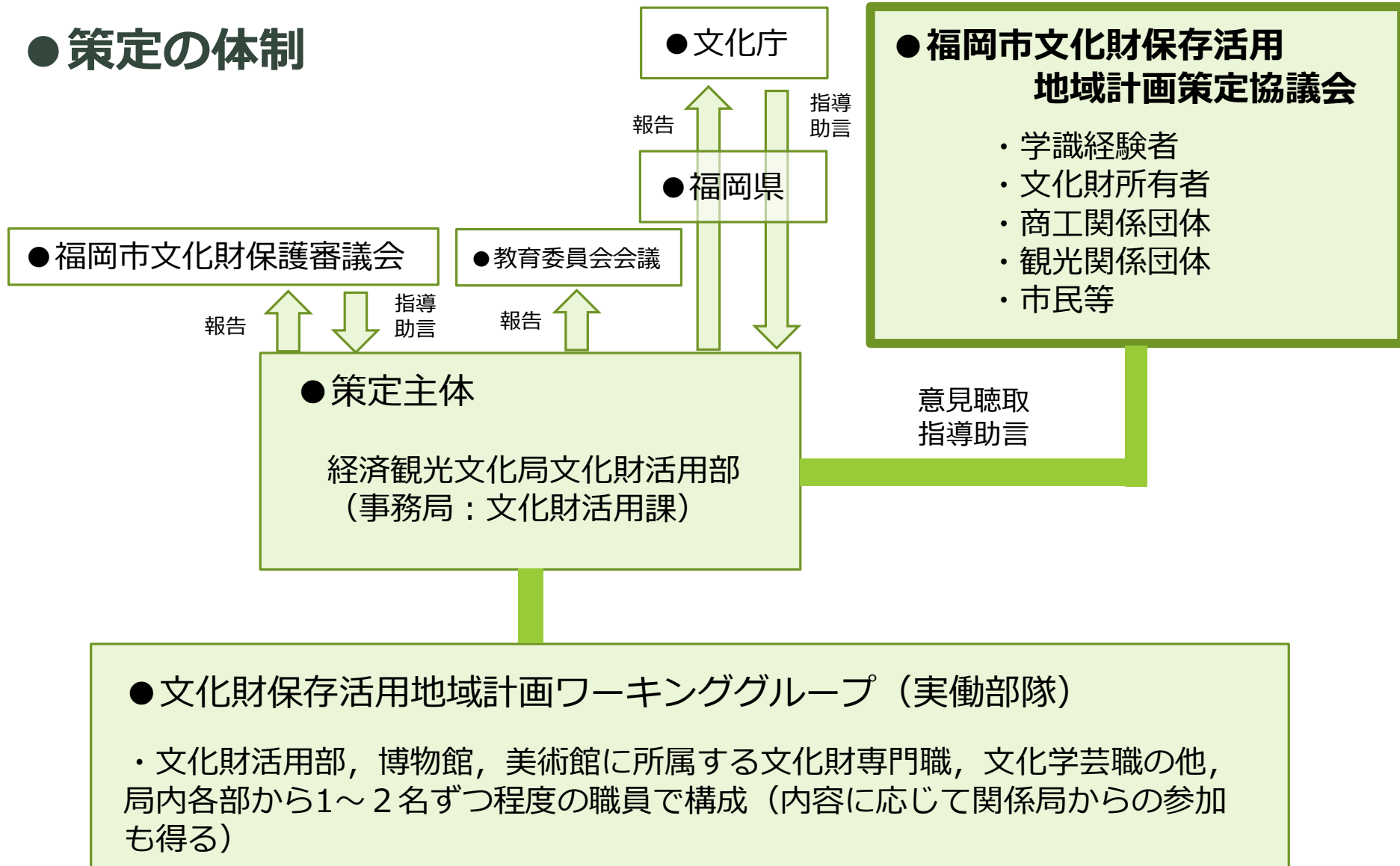
福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、
さらなる活力と魅力につなげる都市

2000 年以上続く交流拠点都市・福岡ならではの歴史と文化財の価値をより多くの人々と共有し、文化財の価値を「都市の活力－まちに生きる人の誇り」や「都市の魅力－まちを訪れる人の感動」の資源としていくことを目指し、市民や関係機関等との連携・協力のもと、文化財の総合的な保存活用に取り組んでいきます。



福岡市文化財保存活用地域計画の策定

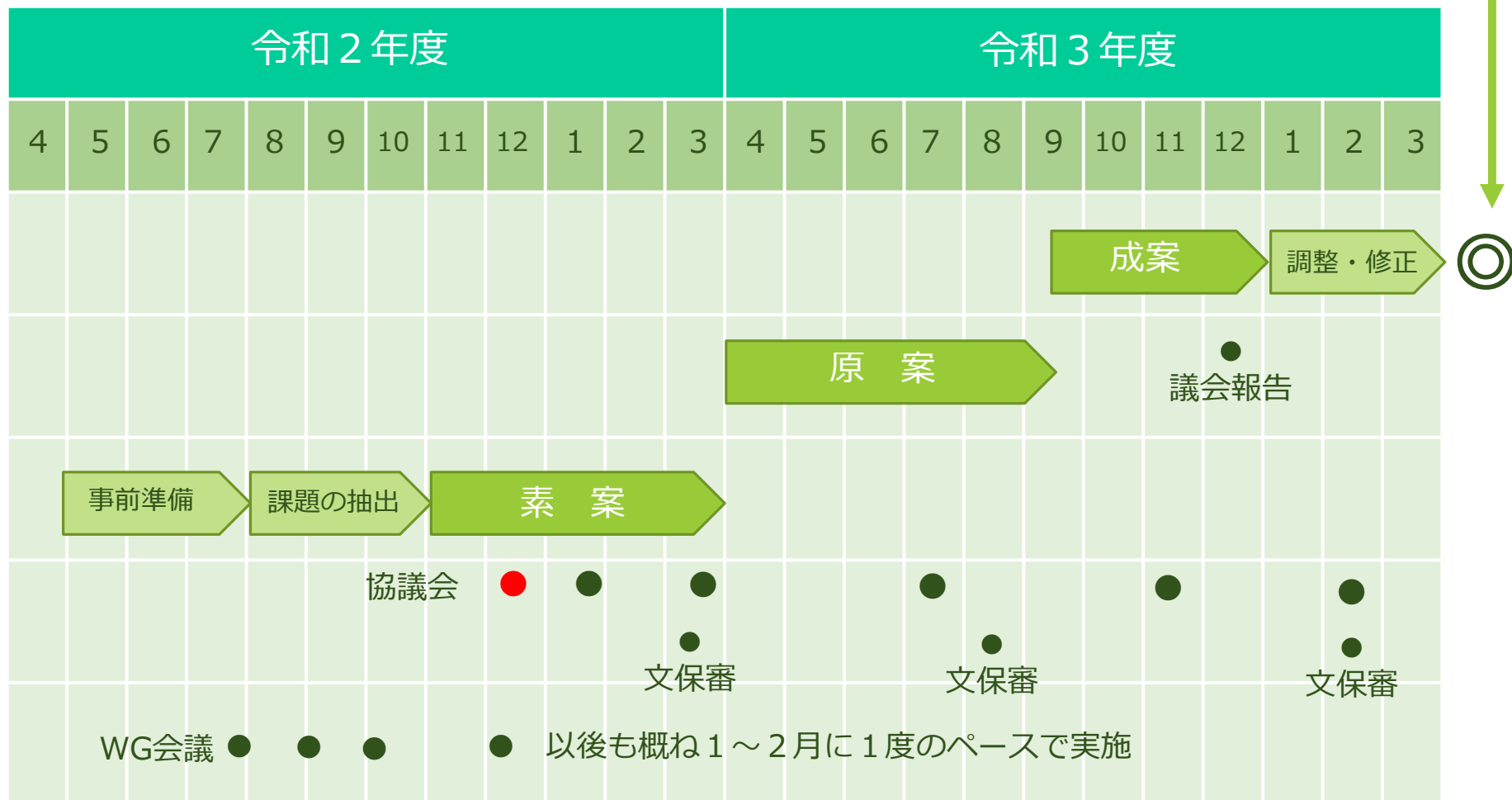
● 策定の体制



福岡市文化財保存活用地域計画の策定

● 策定のスケジュール

令和4年7月
国認定を目指す



福岡市文化財保存活用地域計画の検討に向けて

1. 目的

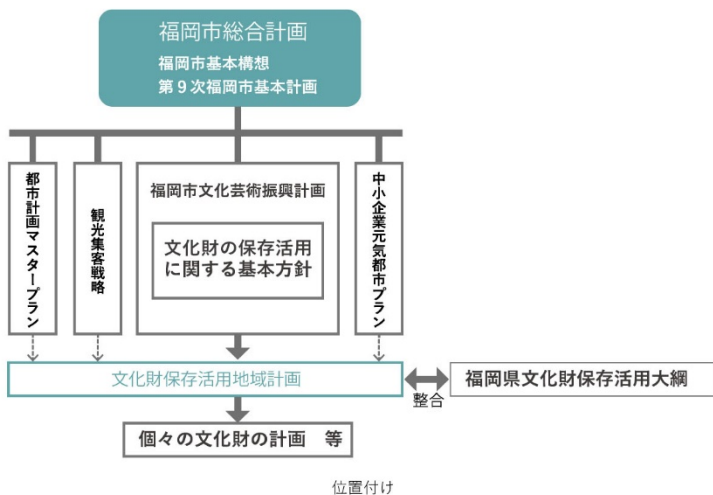
本市は、平成 31（2019）年 3 月、地域コミュニティの変容や文化財概念の多様な文化財を取り巻く状況の変化に対応しながら、多くの人が参画し社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力につなげていくために、文化財の総合的な保存活用の方針性を示すため、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を策定しました。

本計画は、同基本方針の実現に向けた文化財の保存活用に関するアクションプランです。基本方針の目指す方向に掲げた「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を市民や関係機関等との連携・協力のもと、戦略的に実現していく文化財の保存活用の方針性を示すことを目的とします。

2. 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法 183 条の 3 に位置付けられる「文化財保存活用地域計画」です。

本市では、まちづくりや観光、伝統産業の振興など関連計画等と整合を図り、文化財の保存活用に関する取組の推進を図るため、「福岡市総合計画」、「福岡市文化芸術振興計画」、「文化財の保存活用に関する基本方針」の下に本計画を位置付けます。



3. 地域計画の主な役割

地域計画が担う主な役割は以下の 2 点です。

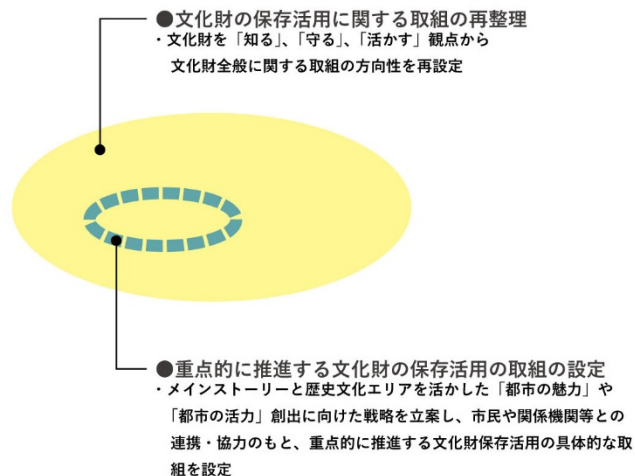
●文化財の保存活用に関する取組の設定

『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏まえつつ、文化財を「知る」、「守る」、「活かす」観点から文化財全般に渡る取組の方針性を再設定します。

再設定にあたっては、福岡県が策定する『福岡県文化財保存活用大綱（令和 2 年 3 月策定予定）』等との整合に配慮します。

●重点的に推進する文化財の保存活用の取組の設定

メインストーリーと歴史文化エリアを活かした「都市の魅力」や「都市の活力」創出に向けた戦略を立案し、市民や関係機関等との連携・協力のもと、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を「知る」、「守る」、「活かす」観点を考慮し、設定します。



地域計画の主な役割

4. 地域計画の骨子と策定作業の方針

『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲しつつ、庁内協議や市民意向調査を踏まえ加筆修正を行い、地域計画の策定に取り組みます。

地域計画の骨子（案）	策定作業の方針（案）																								
序章 策定にあたって 【背景と目的】 【文化財保護の定義】 【位置付け】 【対象範囲】 【構成】 【地域計画の見直し】 【策定に至る経緯】	・【文化財保護の定義】、【対象範囲】は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。 ・【背景と目的】、【位置付け】等は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』等との関係を踏まえ再整理します。																								
第1章 福岡市の歴史文化の特徴 1-1 福岡市の自然、社会、歴史 1-2 福岡市の歴史文化の特徴 1-3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー	・「1-1 福岡市の自然、社会、歴史」は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の踏襲、更新を基本とし、必要に応じて内容の加筆を行います。（※現段階において、防災に関する現状の加筆を予定。） ・「1-2 福岡市の歴史文化の特徴」、「1-3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー」は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。																								
第2章 文化財の保存活用の現状と課題 2-1 保存活用の取組に関する現状と課題 2-2 保存活用を推進する体制に関する現状と課題	・『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の踏襲、更新を基本とし、必要に応じて内容の加筆を行います。																								
第3章 文化財の保存活用の取組 3-1 目指す方向 3-2 基本方針 3-3 文化財の保存活用の取組	・「3-1 目指す方向」と「3-2 基本方針」は『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。 ・「3-3 文化財の保存活用の取組」は、 <u>文化財全般に関する取組内容の充実を図ります。</u> ※『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の「3-3 メインストーリーと歴史文化エリアを活かした「都市の活力」創出」は、第5章に移行、加筆修正します。 文化財の保存活用の取組 <table><tr><td rowspan="2">文化財を知る</td><td rowspan="2">調査研究</td><td>①戦略的な調査研究の推進</td><td>●文化財の詳細把握調査と情報付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携</td></tr><tr><td>②調査研究成果の整理、公開</td><td>●報告書・目録等の作成とデータベースの作成 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な活用</td></tr><tr><td rowspan="4">文化財を守る</td><td rowspan="4">保存管理</td><td>①適切な保存・維持管理</td><td>●建物等々の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●記録等の維持管理 ●市蔵文化財の保存</td></tr><tr><td>②指定等の推進</td><td>—</td></tr><tr><td>③災害や犯罪等への対策</td><td>●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の普及、向上</td></tr><tr><td>④地域の伝統文化の継承</td><td>●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援</td></tr><tr><td rowspan="3">公開</td><td rowspan="3">修理復旧</td><td>①文化財等の修理復旧</td><td>●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援</td></tr><tr><td>②修理技術の維持向上</td><td>●修理に関する情報の提供 ●専門家、技術者との連携</td></tr><tr><td>③ガイダンスの充実</td><td>●文化財建造物の公開活用 ●展示会・展示会の実施 ●資料館等への対応 ●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財政の確保 ●ガイダンス施設の整備</td></tr></table> 文化財全般に関する取組内容の充実 ※詳細を次頁参照	文化財を知る	調査研究	①戦略的な調査研究の推進	●文化財の詳細把握調査と情報付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携	②調査研究成果の整理、公開	●報告書・目録等の作成とデータベースの作成 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な活用	文化財を守る	保存管理	①適切な保存・維持管理	●建物等々の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●記録等の維持管理 ●市蔵文化財の保存	②指定等の推進	—	③災害や犯罪等への対策	●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の普及、向上	④地域の伝統文化の継承	●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援	公開	修理復旧	①文化財等の修理復旧	●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援	②修理技術の維持向上	●修理に関する情報の提供 ●専門家、技術者との連携	③ガイダンスの充実	●文化財建造物の公開活用 ●展示会・展示会の実施 ●資料館等への対応 ●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財政の確保 ●ガイダンス施設の整備
文化財を知る	調査研究			①戦略的な調査研究の推進	●文化財の詳細把握調査と情報付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携																				
		②調査研究成果の整理、公開	●報告書・目録等の作成とデータベースの作成 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な活用																						
文化財を守る	保存管理	①適切な保存・維持管理	●建物等々の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●記録等の維持管理 ●市蔵文化財の保存																						
		②指定等の推進	—																						
		③災害や犯罪等への対策	●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の普及、向上																						
		④地域の伝統文化の継承	●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援																						
公開	修理復旧	①文化財等の修理復旧	●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援																						
		②修理技術の維持向上	●修理に関する情報の提供 ●専門家、技術者との連携																						
		③ガイダンスの充実	●文化財建造物の公開活用 ●展示会・展示会の実施 ●資料館等への対応 ●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財政の確保 ●ガイダンス施設の整備																						
第4章 文化財の保存活用の体制 4-1 基本的な考え方 4-2 文化財の保存活用の体制	・『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。																								
第5章（仮称）重点施策 5-1 基本的な考え方 5-2 「都市の活力」や「都市の魅力」創出に向けた戦略 5-3 重点施策 5-4 実施プログラム	・『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』になかった新規の章です。ここで具体的な（仮称）重点施策を設定します。 ・ <u>メインストーリーと歴史文化エリアを活かした「都市の活力」や「都市の魅力」の創出に向けた戦略を踏まえ、今後5年前後を想定した重点施策と実施プログラムを設定します。</u>																								

5. (仮称) 重点施策の検討

●新章として(仮称)重点施策を設けること、内容について

「都市の活力」創出に向けた戦略の立案、重点施策の検討

「都市の魅力」創出に向けた戦略の立案、重点施策の検討

5-1 基本的な考え方	5-2 「都市の活力」や「都市の魅力」創出に向けた戦略	5-3 重点施策	5-4 実施プログラム																																																																																																																																																																																																																																																																							
・第1章では、本市の歴史文化の特徴を物語る「メインストーリー」と市内15の歴史文化エリアについてメインストーリーが文化財を通じてどのように体感されるかを示しています。 ・本計画では、「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を実現するために、文化財の価値を「都市の活力～まちに生きる人々の誇り～」、「都市の魅力～まちを訪れる人の感動～」の資源として位置づけ、「知る」、「守る」、「活かす」取組を推進する中で、都市の活力と都市の魅力が互いに高まっていく好循環を構築していくことを掲げています。 ・また第3章ではその考えを踏まえ、文化財全般にわたる取組を定めています。 ・本章では、本市の様々な施策や現在のまちづくりの方向性、地域コミュニティの特性を踏まえ、「メインストーリー」と「歴史文化エリア」の設定を活かし、「都市の活力」と「都市の魅力」の創出に向けた戦略を立案し、第3章で定めた取組のうち、特に重点的に推進する取組について具体的に設定します。 図 基本方針	都市の活力の創出 ※市民向け、ベロシタタ 文化財の価値を「知る」、「守る」ことで都市の活力を創出するために、調査研究と防災・防犯の戦略を立案し、それらを「活かす」取組へ展開するために地域コミュニティの醸成に向けた戦略も併せて立案します。 図 都市の活力の創出 ●保存継承の戦略 例) 文化財の保存管理の徹底 例) 文化財の修理の推進 ●防災・防犯上の戦略 例) 文化財の総合防災計画の策定 例) 文化財の防災・防犯対策の推進 ●地域コミュニティの醸成に向けた戦略 例) 地域主体の取組への支援 例) 市民参加型の取組への支援 都市の魅力の創出 ※対外的、観光向け 文化財を観光や地域振興等の資源として「活かす」ことで都市の魅力を創出するため空間的な戦略と企画上の戦略を立案します。また、文化財を「活かす」ために必要な「知る」、「守る」取組も重点施策に位置づけます。 図 都市の魅力の創出 ●空間的な戦略 2000年と市の歴史ロマンを体感できる体感できるエリアの創出 文化財×美しい自然景観等の結びつきによる特別な体験ができるエリアの創出 歴史文化のコリドーをつくり行き交いが楽しめるエリアの創出 ●企画上の戦略 FUKUOKAでこそ発信できるNIPPONの実現 歴史資源×様々な創造的行為とのコラボレーションによるスペクタクルな文化財体験の実現	例) 文化財の保存管理の徹底 例) 文化財の修理の推進 例) 文化財の総合防災計画の策定 例) 文化財の防災・防犯対策の推進 例) 地域主体の取組への支援 例) 市民参加型の取組への支援 2000年と市の歴史ロマンを体感できる体感できるエリアの創出 文化財×美しい自然景観等の結びつきによる特別な体験ができるエリアの創出 歴史文化のコリドーをつくり行き交いが楽しめるエリアの創出 FUKUOKAでこそ発信できるNIPPONの実現 歴史資源×様々な創造的行為とのコラボレーションによるスペクタクルな文化財体験の実現	措置	取組との関係	主体	R4	R5	R6	R7	R8	調査に関する指針の作成								文化財データベースの作成、運用								修理技術者、材料等の確保								〇〇〇〇								総合防災計画の策定								防災・防犯対策の周知								〇〇〇〇								〇〇〇〇								学校や公民館等による取組への支援								市民参加型イベント等の開催								〇〇〇〇								〇〇〇〇								博多旧市街に関する文化財の保存活用								福岡城に関する文化財の保存活用								鴻巣館に関する文化財の保存活用								〇〇〇〇								グリーンツーリズム等との連携								〇〇〇〇								〇〇〇〇								〇〇〇〇								市所有史跡の有効活用								元寇をテーマとしたコンテンツの創出								〇〇〇〇								〇〇〇〇								SNSを活用した総合的な情報発信								ユニークベニューの推進								体験型プログラムの開発								〇〇〇〇								文化財の3D化、オープンデータ化								デジタルコンテンツの充実								〇〇〇〇								〇〇〇〇							
措置	取組との関係	主体	R4	R5	R6	R7	R8																																																																																																																																																																																																																																																																			
調査に関する指針の作成																																																																																																																																																																																																																																																																										
文化財データベースの作成、運用																																																																																																																																																																																																																																																																										
修理技術者、材料等の確保																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
総合防災計画の策定																																																																																																																																																																																																																																																																										
防災・防犯対策の周知																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
学校や公民館等による取組への支援																																																																																																																																																																																																																																																																										
市民参加型イベント等の開催																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
博多旧市街に関する文化財の保存活用																																																																																																																																																																																																																																																																										
福岡城に関する文化財の保存活用																																																																																																																																																																																																																																																																										
鴻巣館に関する文化財の保存活用																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
グリーンツーリズム等との連携																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
市所有史跡の有効活用																																																																																																																																																																																																																																																																										
元寇をテーマとしたコンテンツの創出																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
SNSを活用した総合的な情報発信																																																																																																																																																																																																																																																																										
ユニークベニューの推進																																																																																																																																																																																																																																																																										
体験型プログラムの開発																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
文化財の3D化、オープンデータ化																																																																																																																																																																																																																																																																										
デジタルコンテンツの充実																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										
〇〇〇〇																																																																																																																																																																																																																																																																										

計画の流れを意識して第1～3章と第4章をつなぐ考え方を整理

基本構想では「都市の魅力」創出のための戦略だけだったため、「都市の活力」創出のための戦略を追加

今後5年前後で取り組むべき事項を記載

地域計画策定において想定される課題と取組

1. 都市の活力の創出

- ① 文化財の保存継承
- ② 文化財の防災・防犯
- ③ 地域コミュニティの醸成

2. 都市の魅力の創出

- ① 空間的な戦略
- ② 企画上の戦略

1-①文化財の保存継承～現状と課題

○文化財調査 → 戦略的調査と、成果の整理・発信等、有効活用



○文化財修理 → その推進はもちろんのこと、修理技術の確保が喫緊の課題



1-②文化財の防災・防犯～現状と課題

○防災・防犯に向けた取り組みの推進

→ 体系的な防災計画がなく、大規模災害への迅速な対応が困難



福岡城下ノ橋大手門の火災



福岡西方沖地震



天草市の水害

1-③地域コミュニティの醸成～現状と課題

○文化財を地域や市民の誇りとするための取り組み

→ イベントとして行われているが、それらを広げ、根付かせることが必要



箱崎地区でのまち歩きイベント（町並みフォーラム）

2-①空間的な戦略～現状と課題

○2000年都市の歴史ロマンを体感できるエリアの創出

- ・博多旧市街における歴史資源を活用した観光振興



博多駅コンコース説明版の改修

旧市街案内マップの多言語化



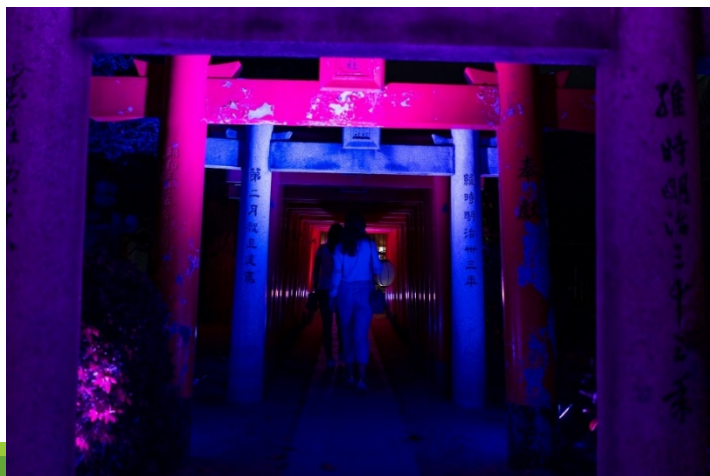
地域文化財総合活用推進事業、観光拠点整備事業補助金の活用
地域観光推進課との連携

2-①空間的な戦略～現状と課題

○2000年都市の歴史ロマンを体感できるエリアの創出

・博多旧市街における歴史資源を活用した観光振興

→ 庁内外の連携強化による事業推進



2-①空間的な戦略～現状と課題

○2000年都市の歴史ロマンを体感できるエリアの創出

・福岡城、鴻臚館跡の整備と活用

→ 観光都市福岡のシンボルエリアとしての事業推進



◀ 石垣の解体修理



多聞櫓の特別公開 ▶



チームラボ福岡城跡光の祭

2-①空間的な戦略～現状と課題

○文化財×美しい自然景観等の結びつきによる特別な体験ができるエリアの創出

- ・市街化調整区域の
観光振興や
文化財の普及啓発



地下鉄七隈線野芥駅の観光案内

○歴史文化のコリドーをつくり行き交いが楽しめるエリアの創出

- ・市内史跡の有効活用



弥生の風公園（吉武高木遺跡）



弥生のムラ（板付遺跡）

2-②企画上の戦略～現状と課題

○FUKUOKAでこそ発信できるNIPPONの実現

- ・文化財を使ったユニークベニュー

○歴史資源×様々な創造的行為とのコラボレーションによるスペクタクルな文化財体験の実現

- ・アニメやゲームとのコラボレーション
 - ・歴史資源を活用したダイバーシティマネジメント
- 異分野との融合による文化財の新たな価値の創出

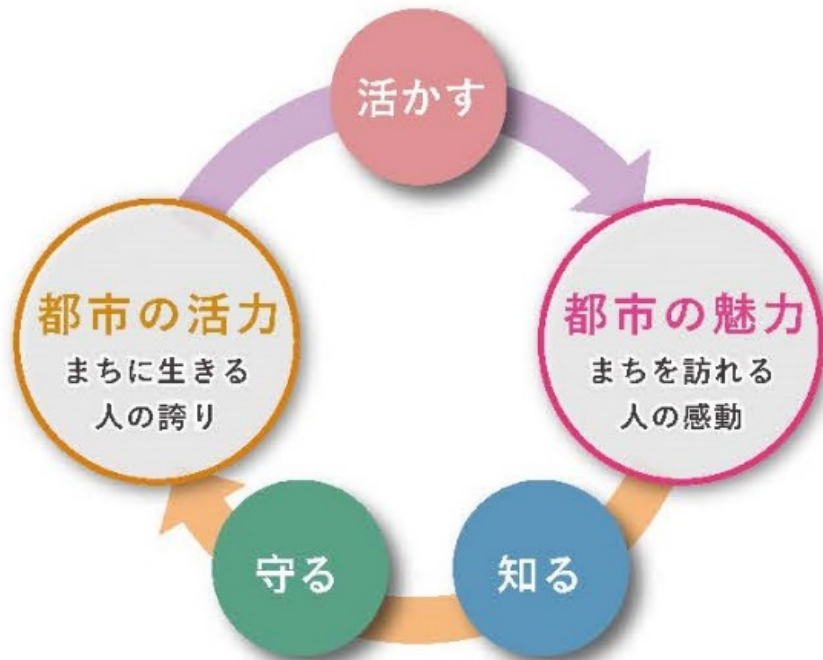


鴻臚館跡での国際会議レセプション



歴史的建造物での伝統文化体験

●これらの取り組みをより効果的に進めるために



未指定を含めた文化財をまちづくりに
活かしつつ、地域社会総がかりでその
継承に取り組む。



文化財とは何かを改めて考える



「連携」の必要性

- ・文化財関係部局内の連携
- ・庁内他部局との連携
- ・地域との連携

福岡市文化財保存活用地域計画の検討に向けて

1. 目的

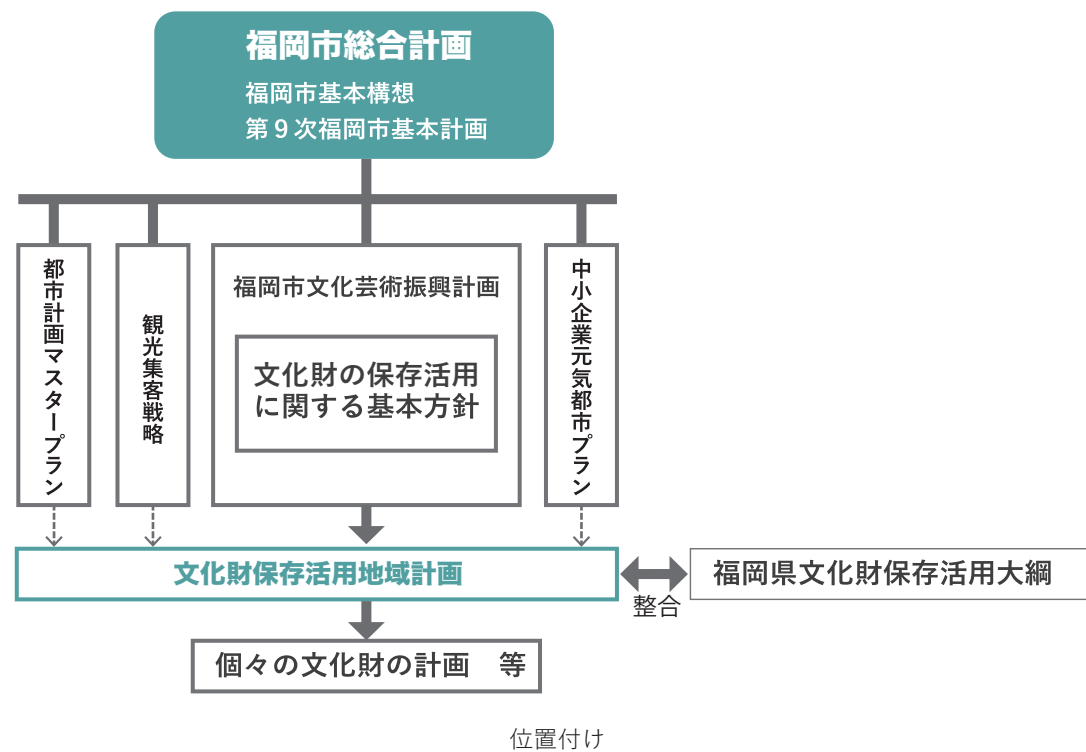
本市は、平成 31（2019）年 3 月、地域コミュニティの変容や文化財概念の多様ななどの文化財を取り巻く状況の変化に対応しながら、多くの人が参画し社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力につなげていくために、文化財の総合的な保存活用の方方向性を示すため、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を策定しました。

本計画は、同基本方針の実現に向けた文化財の保存活用に関するアクションプランです。基本方針の目指す方向に掲げた「福岡ならではの 2000 年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を市民や関係機関等との連携・協力のもと、戦略的に実現していく文化財の保存活用の方方向性を示すことを目的とします。

2. 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法 183 条の 3 に位置付けられる「文化財保存活用地域計画」です。

本市では、まちづくりや観光、伝統産業の振興など関連計画等と整合を図り、文化財の保存活用に関する取組の推進を図るため、「福岡市総合計画」、「福岡市文化芸術振興計画」、「文化財の保存活用に関する基本方針」の下に本計画を位置付けます。



3. 地域計画の主な役割

地域計画が担う主な役割は以下の 2 点です。

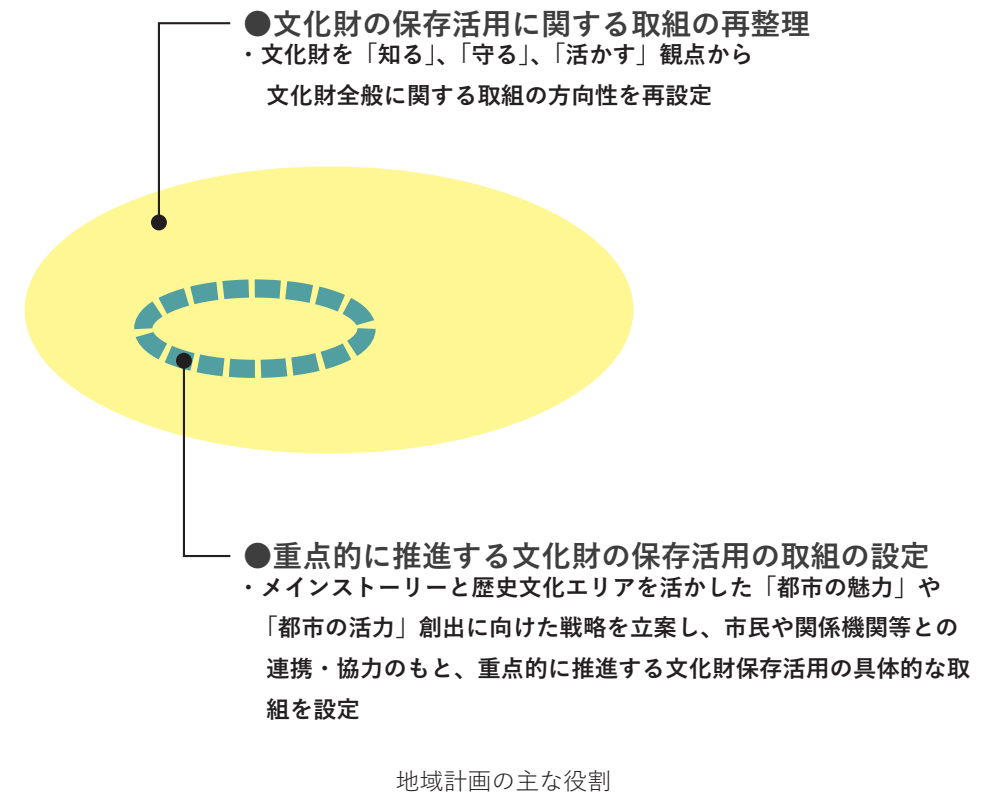
●文化財の保存活用に関する取組の設定

『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏まえつつ、文化財を「知る」、「守る」、「活かす」観点から文化財全般に渡る取組の方方向性を再設定します。

再設定にあたっては、福岡県が策定する『福岡県文化財保存活用大綱（令和 2 年 3 月策定予定）』等との整合に配慮します。

●重点的に推進する文化財の保存活用の取組の設定

メインストーリーと歴史文化エリアを活かした「都市の魅力」や「都市の活力」創出に向けた戦略を立案し、市民や関係機関等との連携・協力のもと、重点的に推進する文化財保存活用の具体的な取組を「知る」、「守る」、「活かす」観点を考慮し、設定します。



4. 地域計画の骨子と策定作業の方針

『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲しつつ、庁内協議や市民意向調査を踏まえ加筆修正を行い、地域計画の策定に取り組みます。

地域計画の骨子（案）	策定作業の方針（案）																												
序章 策定にあたって 【背景と目的】 【文化財保護の定義】 【位置付け】 【対象範囲】 【構成】 【地域計画の見直し】 【策定に至る経緯】	・【文化財保護の定義】、【対象範囲】は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。 ・【背景と目的】、【位置付け】等は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』等との関係を踏まえ再整理します。																												
第1章 福岡市の歴史文化の特徴 1- 1 福岡市の自然、社会、歴史 1- 2 福岡市の歴史文化の特徴 1- 3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー	・「1-1 福岡市の自然、社会、歴史」は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の踏襲、更新を基本とし、必要に応じて内容の加筆を行います。（※現段階において、防災に関する現状の加筆を予定。） ・「1-2 福岡市の歴史文化の特徴」、「1-3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー」は、『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。																												
第2章 文化財の保存活用の現状と課題 2- 1 保存活用の取組に関する現状と課題 2- 2 保存活用を推進する体制に関する現状と課題	・『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の踏襲、更新を基本とし、必要に応じて内容の加筆を行います。																												
第3章 文化財の保存活用の取組 3- 1 目指す方向 3- 2 基本方針 3- 3 文化財の保存活用の取組	文化財の保存活用の取組 <table><tr><td rowspan="2">文化財を知る</td><td rowspan="2">調査研究</td><td>①戦略的な調査研究の推進</td><td>●文化財の詳細把握調査と価値付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携</td></tr><tr><td>②調査研究成果の整理、公開</td><td>●報告書・目録等の作成とデータベースの作成 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な周知</td></tr><tr><td rowspan="7">文化財を守る</td><td rowspan="4">保存管理</td><td>①適切な保存・維持管理</td><td>●博物館等の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●史跡等の維持管理 ●埋蔵文化財の保存</td></tr><tr><td>②指定等の推進</td><td>—</td></tr><tr><td>③災害や犯罪等への対策</td><td>●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の啓発・向上</td></tr><tr><td>④地域の伝統文化の継承</td><td>●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援</td></tr><tr><td rowspan="2">修復復旧</td><td>①文化財等の修理復旧</td><td>●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援</td></tr><tr><td>②修理技術の維持向上</td><td>●修理に関する情報の発信 ●専門機関、技術者との連携</td></tr><tr><td rowspan="3">公開</td><td>①文化財の公開促進</td><td>●文化財建造物の公開活用 ●展覧会・展示会の実施 ●資料閲覧への対応</td></tr><tr><td>②史跡の整備の推進</td><td>●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財源の確保</td></tr><tr><td>③ガイダンスの充実</td><td>●ガイダンス施設の整備 ●ガイドの養成・派遣・研修</td></tr></table> 文化財全般に関する取組内容の充実 ※『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』の「3-3 メインストーリーと歴史文化エリアを活かした「都市の活力」創出」は、第5章に移行、加筆修正します。 ※詳細を次頁参照	文化財を知る	調査研究	①戦略的な調査研究の推進	●文化財の詳細把握調査と価値付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携	②調査研究成果の整理、公開	●報告書・目録等の作成とデータベースの作成 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な周知	文化財を守る	保存管理	①適切な保存・維持管理	●博物館等の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●史跡等の維持管理 ●埋蔵文化財の保存	②指定等の推進	—	③災害や犯罪等への対策	●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の啓発・向上	④地域の伝統文化の継承	●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援	修復復旧	①文化財等の修理復旧	●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援	②修理技術の維持向上	●修理に関する情報の発信 ●専門機関、技術者との連携	公開	①文化財の公開促進	●文化財建造物の公開活用 ●展覧会・展示会の実施 ●資料閲覧への対応	②史跡の整備の推進	●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財源の確保	③ガイダンスの充実	●ガイダンス施設の整備 ●ガイドの養成・派遣・研修
文化財を知る	調査研究			①戦略的な調査研究の推進	●文化財の詳細把握調査と価値付け ●文化財の記録・情報化 ●文化財の総合的な把握 ●調査研究機関、専門家との連携																								
		②調査研究成果の整理、公開	●報告書・目録等の作成とデータベースの作成 ●データベースの公開活用 ●調査成果の積極的な周知																										
文化財を守る	保存管理	①適切な保存・維持管理	●博物館等の環境改善 ●地域の文化財の保存管理 ●史跡等の維持管理 ●埋蔵文化財の保存																										
		②指定等の推進	—																										
		③災害や犯罪等への対策	●防災・防犯対策の推進 ●防災・防犯意識の啓発・向上																										
		④地域の伝統文化の継承	●地域の伝統文化の保存と公開 ●継承への支援																										
	修復復旧	①文化財等の修理復旧	●文化財の修理復旧の実施 ●文化財の修理復旧への支援																										
		②修理技術の維持向上	●修理に関する情報の発信 ●専門機関、技術者との連携																										
	公開	①文化財の公開促進	●文化財建造物の公開活用 ●展覧会・展示会の実施 ●資料閲覧への対応																										
②史跡の整備の推進		●史跡の特色や魅力を高める歴史環境の再現 ●整備にかかる財源の確保																											
③ガイダンスの充実		●ガイダンス施設の整備 ●ガイドの養成・派遣・研修																											
第4章 文化財の保存活用の体制 4- 1 基本的な考え方 4- 2 文化財の保存活用の体制	・『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』を踏襲します。																												
第5章 （仮称）重点施策 5- 1 基本的な考え方 5- 2 「都市の活力」や「都市の魅力」創出に向けた戦略 5- 3 重点施策 5- 4 実施プログラム	・『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針（福岡市歴史文化基本構想）』になかった新規の章です。ここで具体的な（仮称）重点施策を設定します。 ・ <u>メインストーリーと歴史文化エリアを活かした「都市の活力」や「都市の魅力」の創出に向けた戦略を踏まえ、今後5年前後を想定した重点施策と実施プログラムを設定します。</u>																												

5. (仮称) 重点施策の検討

●新章として（仮称）重点施策を設けること、内容について

「都市の活力」創出に向けた戦略の立案、重点施策の検討

「都市の魅力」創出に向けた戦略の立案、重点施策の検討

5-1 基本的な考え方		5-2 「都市の活力」や「都市の魅力」創出に向けた戦略		5-3 重点施策		5-4 実施プログラム																	
・第1章では、本市の歴史文化の特徴を物語る「メインストーリー」と市内15の歴史文化エリアについてメインストーリーが文化財を通じてどのように体感されるかを示しています。 ・本計画では、「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を実現するために、文化財の価値を「都市の活力～まちに生きる人々の誇り～」、「都市の魅力～まちを訪れる人の感動～」の資源として位置づけ、「知る」、「守る」、「活かす」取組を推進する中で、都市の活力と都市の魅力が互いに高まっていく好循環を構築していくことを掲げています。 ・また第3章ではその考えを踏まえ、文化財全般にわたる取組を定めています。 ・本章では、本市の様々な施策や現在のまちづくりの方向性、地域コミュニティの特性を踏まえ、「メインストーリー」と「歴史文化エリア」の設定を活かし、「都市の活力」と「都市の魅力」の創出に向けた戦略を立案し、第3章で定めた取組のうち、特に重点的に推進する取組について具体的に設定します。 図 基本方針		都市の活力の創出※市民向け、ベロシック 図 都市の活力の創出		●保存継承の戦略		例) 文化財の保存管理の徹底 例) 文化財の修理の推進		調査に関する指針の作成 文化財データベースの作成、運用 修理技術者、材料等の確保 〇〇〇〇															
				●防災・防犯上の戦略		例) 文化財の総合防災計画の策定 例) 文化財の防災・防犯対策の推進		総合防災計画の策定 防災・防犯対策の周知 〇〇〇〇 〇〇〇〇															
				●地域コミュニティの醸成に向けた戦略		例) 地域主体の取組への支援 例) 市民参加型の取組への支援		学校や公民館等による取組への支援 市民参加型イベント等の開催 〇〇〇〇 〇〇〇〇															
		都市の魅力の創出※対外的、観光向け 図 都市の魅力の創出		●空間的な戦略		2000年と市の歴史ロマンを体感できる体感できるエリアの創出		博多旧市街に関する文化財の保存活用 福岡城に関する文化財の保存活用 鴻臚館に関する文化財の保存活用 〇〇〇〇															
						文化財×美しい自然景観等の結びつきによる特別な体験ができるエリアの創出		グリーンツーリズム等との連携 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇															
						歴史文化のコリドーをつくり行き交いが楽しめるエリアの創出		市所有史跡の有効活用 元寇をテーマとしたコンテンツの創出 〇〇〇〇 〇〇〇〇															
						●企画上の戦略		FUKUOKAでこそ発信できるNIPPONの実現		SNSを活用した総合的な情報発信 ユニークベニューの推進 体験型プログラムの開発 〇〇〇〇													
								歴史資源×様々な創造的行為とのコラボレーションによるスペクタクルな文化財体験の実現		文化財の3D化、オープンデータ化 デジタルコンテンツの充実 〇〇〇〇 〇〇〇〇													

計画の流れを意識して第1～3章と第4章をつなぐ考え方を整理

基本構想では「都市の魅力」創出のための戦略だけだったため、「都市の活力」創出のための戦略を追加

今後5年前後で取り組むべき事項を記載

福岡市文化財保存活用地域計画の骨子（案）と策定プログラム ※歴史文化基本構想（以下、歴文構想）

骨子（案）	令和2年度									令和3年度											令和4年度		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
序章 策定にあたって																							
【背景と目的】	（※歴文構想を踏まえ、 地域計画として再整理）									中間とりまとめ										とりまとめ	修正・調整		一国への認定申請へ
【文化財保護の定義】		1 趣旨説明																					
【位置付け】		2 歴文構想と地域計画との関係																					
【対象範囲】		3 協議会の主な審議事項：アクションプランの設定																					
【構成】		4 今後の進め方																					
【地域計画の見直し】		5 歴文構想の紹介																					
【策定に至る経緯】																							

第1章 福岡市の歴史文化の特徴

1－ 1 福岡市の自然、社会、歴史	（※歴文構想時のデータを更新）																					
1－ 2 福岡市の歴史文化の特徴																						
1－ 3 福岡ならではの歴史文化を物語るストーリー																						

第2章 文化財の保存活用の現状と課題

2－ 1 保存活用の取組に関する現状と課題	（※基本、歴文構想を踏襲、第3章と併せ必要に応じて再検討）			各現状と課題			各現状と課題															
2－ 2 保存活用を推進する体制に関する現状と課題	（※基本、歴文構想を踏襲、第5章と併せ必要に応じて再検討）						現状と課題															

第3章 文化財の保存活用の基本方針と措置

3－ 1 目指す方向	（※基本、歴文構想を踏襲）																					
3－ 2 基本方針	（※基本、歴文構想を踏襲）																					
3－ 3 措置	（※歴文構想の取組をベースに再検討）			各措置			各措置															

第4章 文化財の保存活用の体制

4－ 1 基本的な考え方								推進体制														
4－ 2 文化財の保存活用の体制											推進体制											

第5章 （仮）重点施策

5－ 1 基本的な考え方（課題の整理） 5－ 2 「都市の活力」や「都市の魅力」創出に向けた戦略	（※基本、歴文構想を踏襲）						空間的・企画上の戦略			空間的・企画上の戦略について												
5－ 3 重点施策 5－ 4 実施プログラム	（※地域計画として新規設定）						※事業の素案			事業の原案 ※KPI												

<策定体制等>

協議会			設置準備			12/23●	●		●			●				●			●			
WG検討会議（文化財関係＋局内各部）	7/30○						○			○		○		○		○						
WG検討会議（文化財関係）		9/2○	10/1○			○12/14		○	○		○	○		○		○						
庁内調整			全庁関係事業照会	関係部署ヒアリング				財政協議	文化財保護審議会報告					文化財保護審議会報告	財政協議			議会報告		文化財保護審議会報告		

<地域コミュニティのコンセンサスの醸成>

ヒアリング、ワークショップ等						○	○	○	○		○		○		○		○					
----------------	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	--	--	--